

第5編 情報・通信

問題66

☐☐☐

初級

アクセス制御機能を有する特定電子計算機を対象として、電気通信回線を通じずに当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為は、不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」には当たらない。

問題67

☐☐☐

初級

何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならず、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知らなかったとしても、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

問題68

☐☐☐

初級

公務員が職務上作成したものを除く電磁的記録であって、情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと擬制される。

問題69

☐☐☐

初級

迷惑メール防止法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）によれば、送信者は、あらかじめ、特定電子メールの送信をるように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は送信委託者に対し通知した者に限り、特定電子メールの送信をすることができる。

問題70

☐☐☐

初級

迷惑メール防止法によれば、送信者は、自己又は他人の営業のために多数の特定電子メールの送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする特定電子メールの送信をしてはならない。

解答66 ○ 不正アクセス禁止法における「不正アクセス行為」とは、同法2条4項各号に挙げられる行為のことで、いずれも電気通信回線を通じて行うものである（不正アクセス禁止法2条4項）。したがって、「電気通信回線を通じて」行う本問の行為は、「不正アクセス行為」には当たらない。

解答67 × 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない（不正アクセス禁止法5条）。この規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（同法12条2号）。すなわち、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知らずに提供した者は、不正アクセス禁止法によって処罰されることはない。

解答68 × 電子署名及び認証業務に関する法律3条は、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名……が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定するにとどまり、真正が擬制されるわけではない。

解答69 × 迷惑メール防止法によれば、送信者は、①あらかじめ、特定電子メールの送信をするように求める旨又は送信することに同意する旨を送信者又は送信委託者に対し通知した者、②自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者、③当該特定電子メールを手段とする広告又は宣伝に係る営業を営む者と取引関係にある者、④自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る）以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならないとしている（迷惑メール防止法3条1項）。すなわち、送信者は、①の者以外にも特定電子メールを送信することができる。

解答70 × 迷惑メール防止法は、送信者は、自己又は他人の営業のために多数の「電子メール」の送信をする目的で、架空電子メールアドレスをそのあて先とする「電子メール」の送信をしてはならないとしている（迷惑メール防止法6条）。すなわち、架空電子メールアドレスによる送信の禁止の規制対象となるメールは、特定電子メールに限られない。